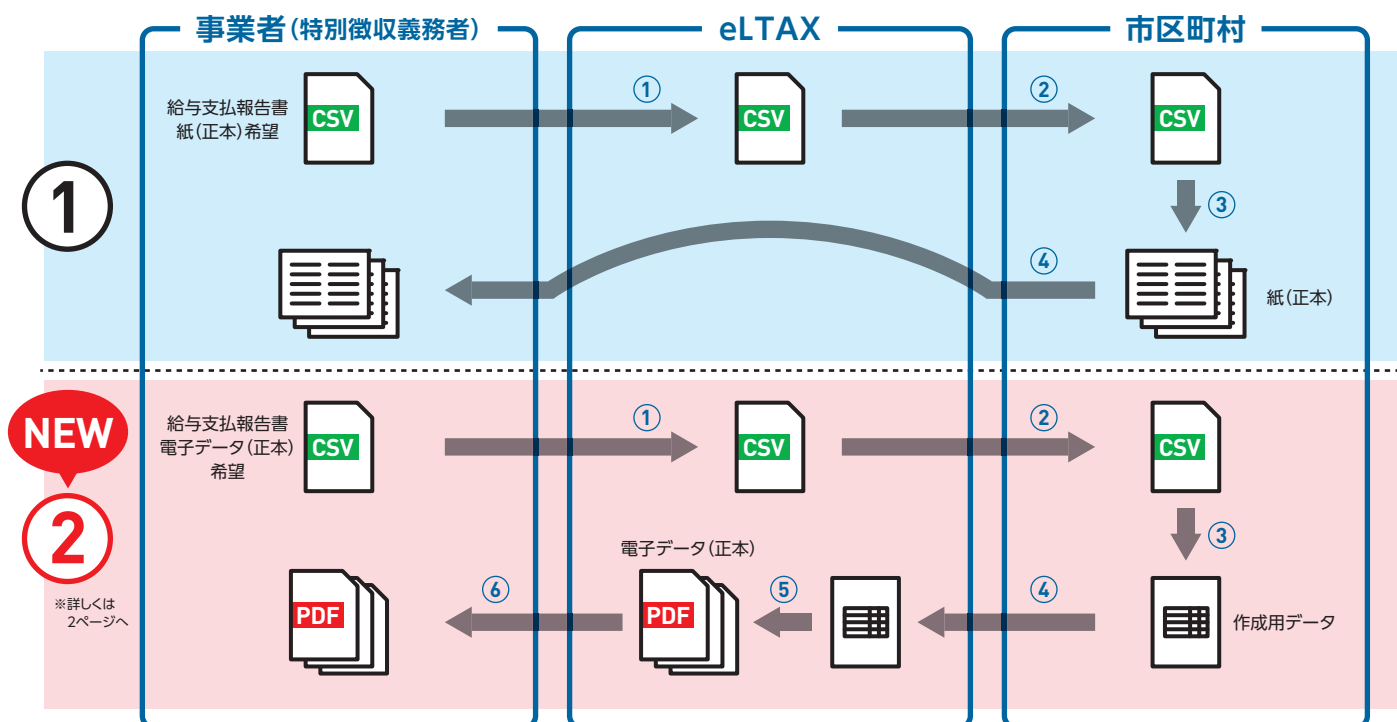
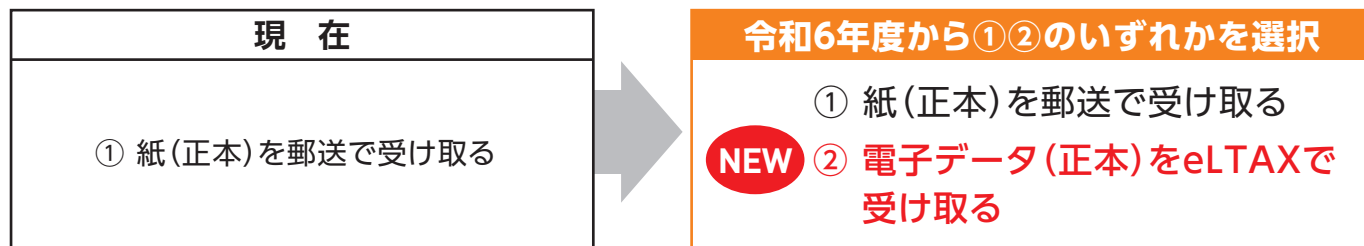


令和6年度から

個人住民税の 特別徴収税額通知の 受取方法が変わります！

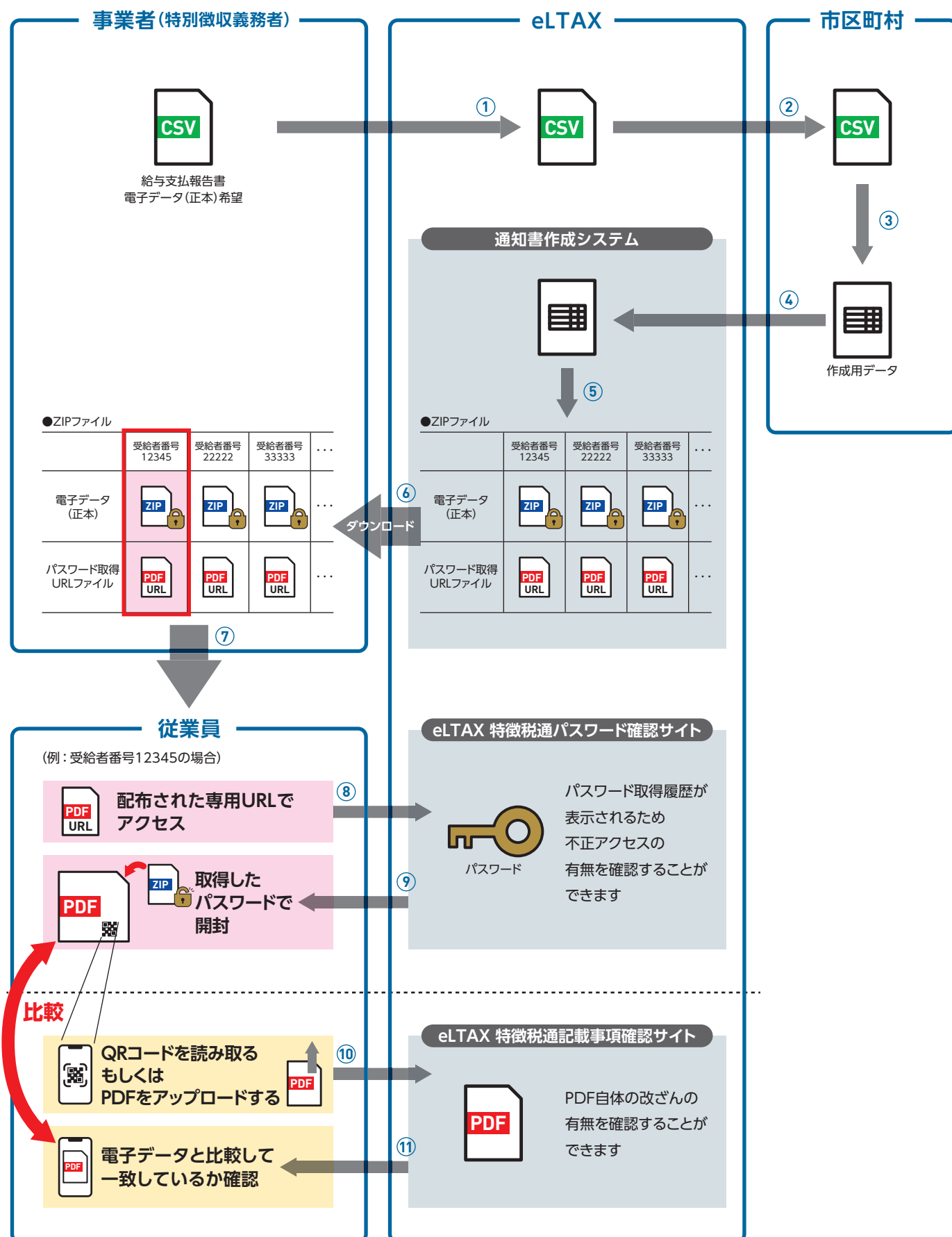
1 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。



特別徴収税額通知(納税義務者用)作成のイメージ

- ・ZIPファイルでダウンロードすることができます。
- ・従業員(納税義務者)は開封するためにパスワードが必要です。
- ・真正性の確認をすることができます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

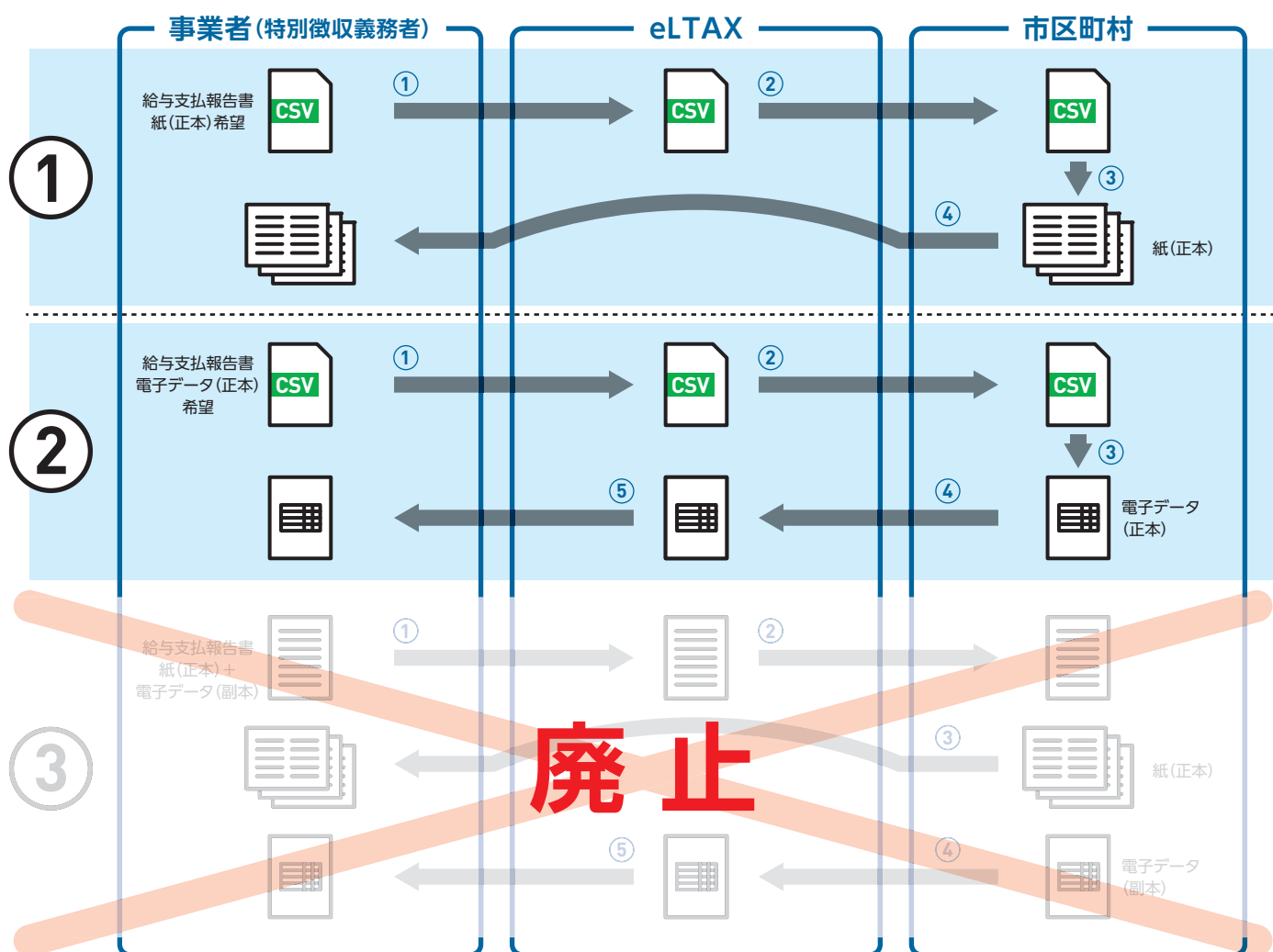
- ・「電子データ(副本)」と紙(正本)」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。

現 在

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る
- ③ 紙(正本)を郵送で受取、電子データ(副本)をeLTAXで受け取る

令和6年度から①②のいずれかを選択

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る



3

全ての市区町村に電子通知への対応が義務化されます。

- ・原則として、全ての市区町村から電子データで通知が受け取れます。

よくあるご質問

◆ 納税義務者用

Q 電子データでの受取は、義務ですか？

A 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

Q 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

A eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

Q 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

A 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

Q 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

A 原則として、電子的な方法で配信していただきます。具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

Q 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

A 媒体（USBメモリ等）での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

Q 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を閲覧することになりますが問題ないですか？

A 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付ZIPファイルを復号の上、PDFファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

◆ 特別徴収義務者用

Q 電子データと書面の両方の受取はできなくなるのですか？

A 両方の受取はできなくなります。電子データ（副本）は廃止することとされました。

Q 従業員用が電子化されるようですが、会社用の電子データも形式が変更されるのですか？

A 会社用の電子データに変更はありません。



事業者(個人住民税の特別徴収義務者)の皆さまへ

令和6年度分の 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受け取れます!



条件

- ☒ 令和5年分給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること
- ☒ 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること

紙の通知書は…

- ・ 地方団体ごとの様式
- ・ 切り離し作業
- ・ 従業員一人一人に配付



良い事いっぱい

負担
軽減

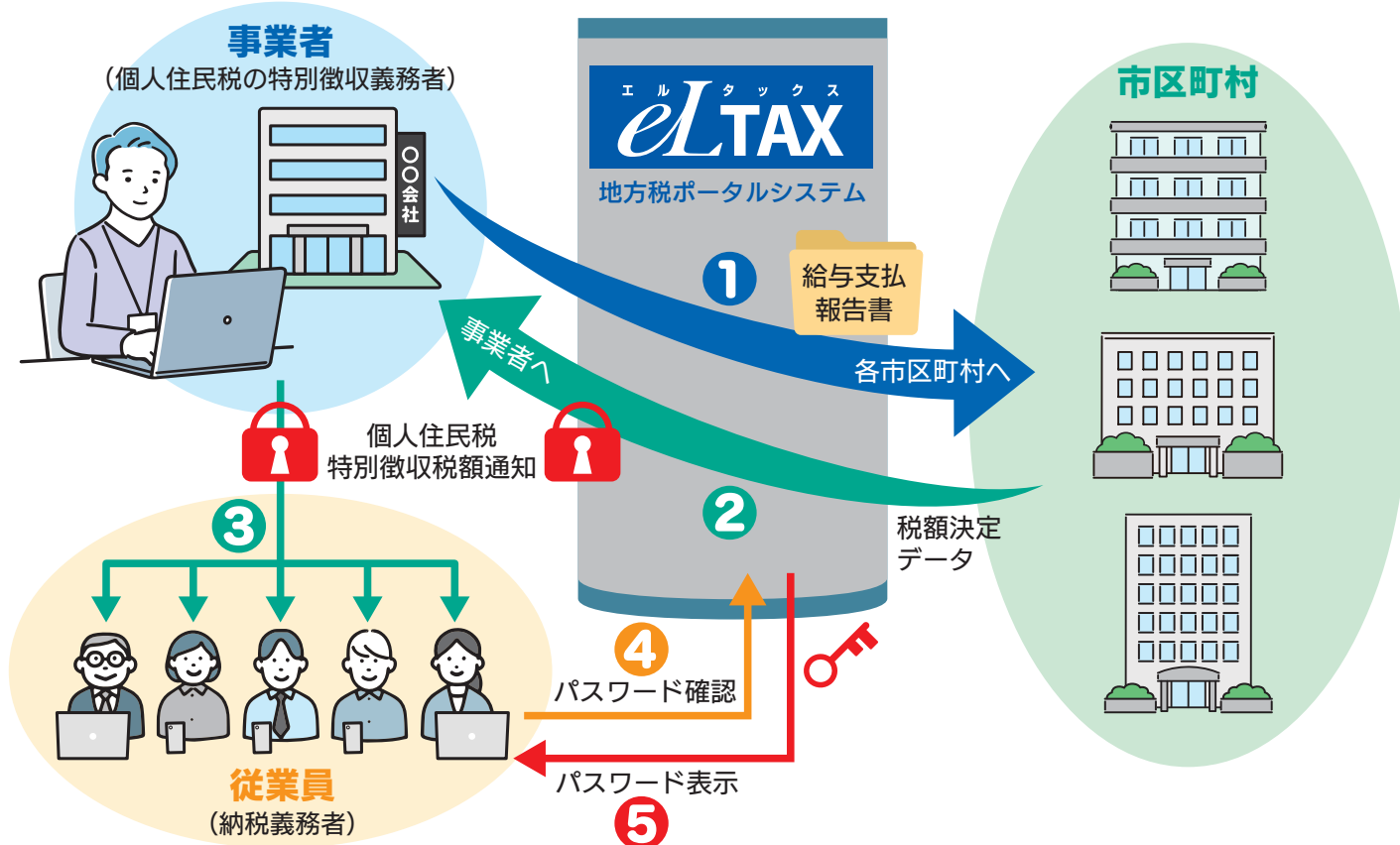
コスト
削減

便利



電子データなら従業員への配付がスマート!

【 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化概要図 】



Q&A



電子データでの受取は義務ですか？

Q & A

電子データでの受取は**義務ではありません**。

給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。



社内システムやメールでの配付が難しい従業員がいる場合は、どうすればよいですか？

Q & A

媒体（USBメモリ等）での配付や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配付する方法が可能とされています。

ただし、従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うことになりますので、次のような手順で秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

- ① **本人の同意**を得て通知書のパスワードを取得する
- ② パスワード付ZIPファイルを復号のうえ、PDFファイルを印刷する
- ③ 印刷した通知書が第三者に閲覧されないよう適切に封入・封緘する など



個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の受取方法に変更はありますか？

Q & A

令和6年度より電子データ（副本）は廃止することとされました。

そのため、これまでは書面と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、書面または電子データのどちらかを選択することとなります。



令和6年度から

個人住民税 特別徴収税額通知 **納税義務者用** の 電子データでの受け取り が始まります！

1 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データでも受け取れるようになります

**受取方法はお勤め先(特別徴収義務者)が選択し、
全従業員(納税義務者)同一となります。**



2 電子データの通知(通知書ファイル等)の受け取りイメージ(※Bの場合)

手順 1

お勤め先から以下のファイルを受け取ります。

-  通知書ファイル(ZIPファイル)
-  「個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」ファイル(PDFファイル)

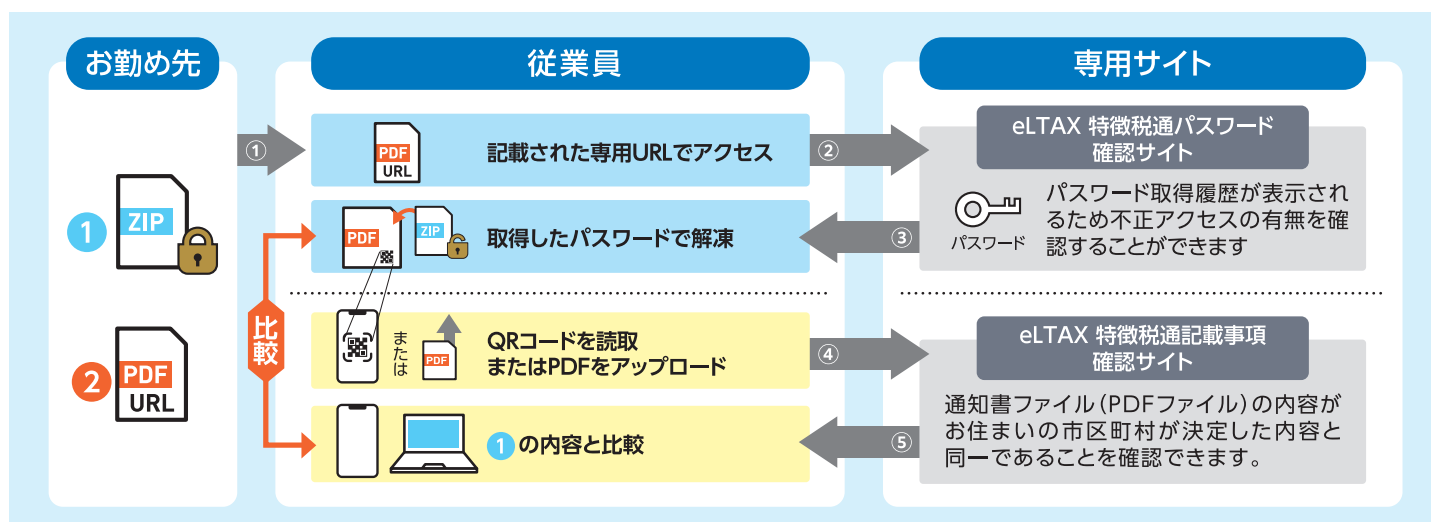
手順 2

- 2 のファイルに記載された専用URLから通知書ファイルを解凍するパスワードを取得します。
- ※専用URLは通知書ごとに異なります。

手順 3

取得したパスワードで
1 のファイルを解凍して、
通知書の内容を確認します。

(留意事項) 通知書ファイルはAES-256形式で圧縮しているため、Windows標準のエクスプローラーでは解凍できません。
対応する解凍ソフトを利用してください。対応するソフトはeLTAX 特徴税通パスワード確認サイト操作マニュアルを参照ください。



パスワード確認サイト、記載事項確認サイトの操作方法について詳しくは裏面へ ➡

通知書ファイル (ZIPファイル) で通知された 通知書内容の確認方法

STEP 1

パスワードを取得する

「個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」のPDFファイルを開き、記載されているURLにアクセス。



アクセスしたページの「パスワードを表示」ボタンを押し、パスワードを表示します。

パスワードを表示

パスワードの表示履歴を残すかどうかを確認するダイアログが表示されますので、「表示する」を押すと、パスワードが表示されます。

STEP 2

通知書ファイルの暗号化を解除し、通知内容を確認する

通知書ファイル (ZIPファイル) を暗号化形式AES-256に対応した解凍ソフトで解凍します。



「パスワードの入力」を求められるので、STEP1で表示されたパスワードを入力。

OOOO OK

解凍された通知書ファイル (PDFファイル) の内容を確認ください。



手順を動画でご紹介

<https://youtu.be/V8XP2Q4-amw>



通知書ファイル (PDFファイル) の内容が お住まいの市区町村から 通知された内容と同一であることを 確認する方法

STEP 1

サイトにアクセス

以下のURLより「eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト」へアクセスします。

[https://www.....](https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/)

<https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/>

STEP 2

QRコードを読み取る

3種類のQR読み取り方法からひとつを選択



- PC、スマートフォンのカメラで読み取る
- QRコードリーダーで読み取る
- 通知書ファイル (PDFファイル) から読み取る

STEP 3

内容が同一であることを確認

お住まいの市区町村が決定した内容が表示されます。通知書ファイル (PDFファイル) の内容と比較し、同一であることを確認できます。



手順を動画でご紹介

<https://youtu.be/NYXm7RigOUY>

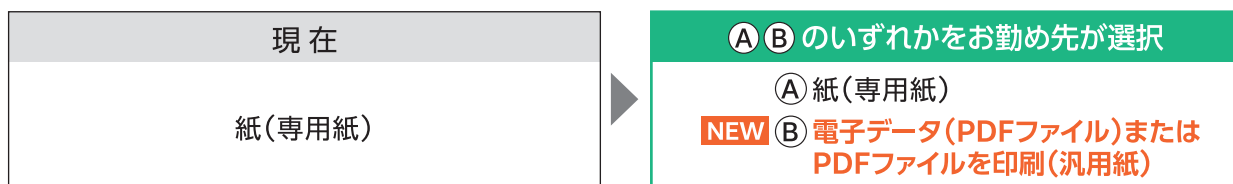


令和6年度から

個人住民税 特別徴収税額通知 **納税義務者用** の 様式が追加されます！

1 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受け取りが始まります

受取方法は特別徴収義務者が選択します。



2 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）のPDFファイルを汎用紙に印刷した様式のイメージ

通知書（イメージ）

※公印は印刷されません

表

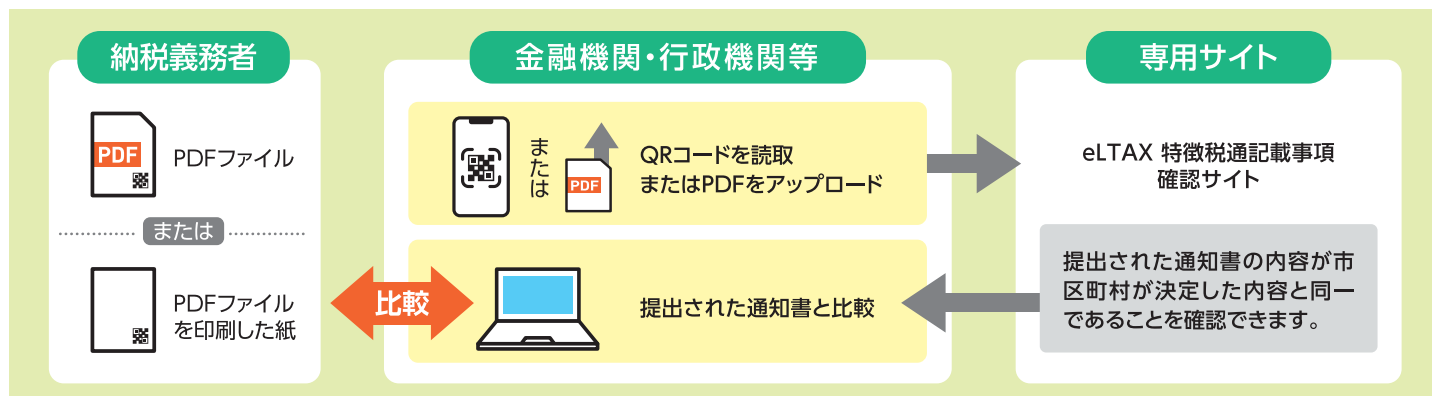


裏



3 市区町村から通知された内容と同一であることの確認方法

QRコードで、市区町村から通知された内容と同一であることを確認することができます。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

記載事項確認サイトの操作方法について詳しくは裏面へ ➡

通知書の内容が

市区町村から通知された内容と 同一であることを確認する方法

STEP 1

サイトにアクセス

- 以下のURLより「eLTAX 特徴税通記載事項確認 サイト」へアクセスします。

<https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/>

[https://www.....](https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/)



STEP 2

QRコードを読み取る

- 3種類のQR読み取り方法からひとつを選択

- PC、スマートフォンのカメラで読み取る
- QRコードリーダーで読み取る
- 通知書のPDFファイルから読み取る



STEP 3

内容が同一であることを確認

- 市区町村が決定した内容が表示されます。提出された通知書の内容と比較し、同一であることを確認できます。



手順を動画でご紹介 https://youtu.be/9ckSY9_C9gw

